

資料3



# 小規模企業共済制度検討 小委員会の設置について

---

平成21年2月  
中小企業庁

# 小規模企業共済制度検討小委員会の設置について

## 1. 設置の趣旨

中小企業の中でも、特に、環境の変化に大きく影響を受けやすい小規模企業は、事業の先行きに対する不安や後継者不在などの問題から、近年、廃業に追い込まれるケースが増加している。特に、昨年秋の金融危機以降、小規模企業の経営は、ますます厳しい状況に直面している。

このような中、小規模企業の大半を占める個人事業主について、後継者や共同経営者について、新たに小規模企業共済への加入を認め、経営者の引退後の生活保障を一層充実させることで、小規模企業の事業の継続・発展を支援することが重要な政策課題となっている。

この加入対象者範囲の見直しについては、昨年3月の経営安定部会のとりまとめにおいて、「引き続き検討を加えていくことが必要である」とされたところである。今般、昨年の部会での議論や金融危機による共済財政の悪化も踏まえつつ、別紙のメンバーを委員とする小規模企業共済制度検討小委員会を経営安定部会の下に設置し、加入対象者範囲の見直しにつき、集中的に検討を進めることとする。

(参考)「小規模企業共済制度の今後のあり方について」

(平成20年3月10日 中小企業政策審議会経営安定部会報告)

## 2. 加入資格について

### (2) 当部会での主な意見(抜粋)

当部会では、本共済への加入資格について、事業承継の円滑化の問題と関連して、共同経営者としての家族専従者(配偶者専従者や後継専従者)も対象にできないか検討すべきではないかとの意見があった。

### (3) 意見の整理(抜粋)

このような制度の中で、事業主と生計を一にする配偶者専従者をどのように扱うことができるかについては、共同経営者として明確に区別して扱うことができるかなど様々な観点からの問題が指摘されることは当部会の意見のとおりであり、共同経営の実態を踏まえ、引き続き検討を加えていくことが必要である。

## 2. 検討項目

(1) 加入対象者範囲の見直しについて

(2) 繰越欠損金(積立不足)の解消に向けた道筋

・平成19年度末時点の繰越欠損金は6,800億円

(3) 加入者見込みの調査結果も踏まえた共済財政の収支シミュレーション

## 3. 加入対象者範囲の見直しについての論点

(1) 新規加入者の範囲

個人事業主の事業承継円滑化を図る観点から、「後継者」の加入を認めることについて

・小規模企業経営者の退職金制度である共済制度に、事業承継円滑化という目的を追加することの適否。

・個人事業主の「後継者」のメルクマール(会社経営者の「後継者」を対象とした事業承継税制の場合、「後継者」のメルクマールは、役員であること。)

引退後の生活保障を一層充実させる観点から、個人事業主と共に、実質的に経営に従事している者(「共同経営者」)の加入を認めることについて

・事業所得の納税名義人でない者を「共同経営者」と位置づけられるかどうか(個人事業主本人の所得の計算上、経費算入されている専従者給与を受け取っている者の扱い等)。

・「共同経営者」のメルクマール(例:営業許可の名義人であること、事業用資産の所有権を有していること、借入れの際の保証人になっていること。)

「後継者」、「共同経営者」の範囲に関し、「親族に限定するか」、「一人に限定するか」、「個人事業主本人が既に参加している場合に限定するか」、「後継者等の属性をどのように継続的に担保するか」といった点についての検討も必要。

## (2) 共済金の支給事由

現行制度の共済金の支給事由は、廃業・退職・老齢時(65歳)。「後継者」、「共同経営者」に加入資格を認めた場合、どのような場合に共済金を支給すべきか。

「後継者」について、事業承継時を支給事由とした場合、事業承継時に受け取る共済金に対して既存の所得控除は適用可能か。

## (3) 掛金の取扱い

掛金(上限は月額7万円)は全額所得控除の対象。現行の平均掛金月額(3.6万円)も踏まえると、「後継者」、「共同経営者」に係る掛金はどのように設定すべきか。

## (4) 中小企業退職金共済制度との関係

中小企業の従業員を対象とした中小企業退職金共済制度との間で、どのように加入対象者の整合性の確保を図るか。

現行制度においては、家族以外の従業員がいない場合の家族従業員や配偶者は加入できない。

(参考)「平成21年度与党税制改正大綱」(平成20年12月12日)

「小規模企業共済制度及び中小企業退職金共済制度の加入者の範囲の見直しについては、今後、各制度における加入対象者範囲の見直しが行われる際には、新規加入者の制度上の位置付け等を勘案し、その掛金等の税制上の取扱いについて措置する。」とされているところ。

## 4. 検討スケジュール

3月上旬	第1回小委員会 月1~2回程度開催
6月頃	とりまとめ、経営安定部会への報告

(別紙)

小規模企業共済制度検討小委員会 委員(案)

(敬称略・五十音順)

(委員長) 浅野 幸弘 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授

(委員) 後藤 準 全国商工会連合会事務局長

瀬戸 実 全国中小企業団体中央会事務局長・政策推進部長

田畑 昌生 株式会社 NTT データ経営研究所  
アソシエイトパートナー

坪田 秀治 日本商工会議所理事・事務局長

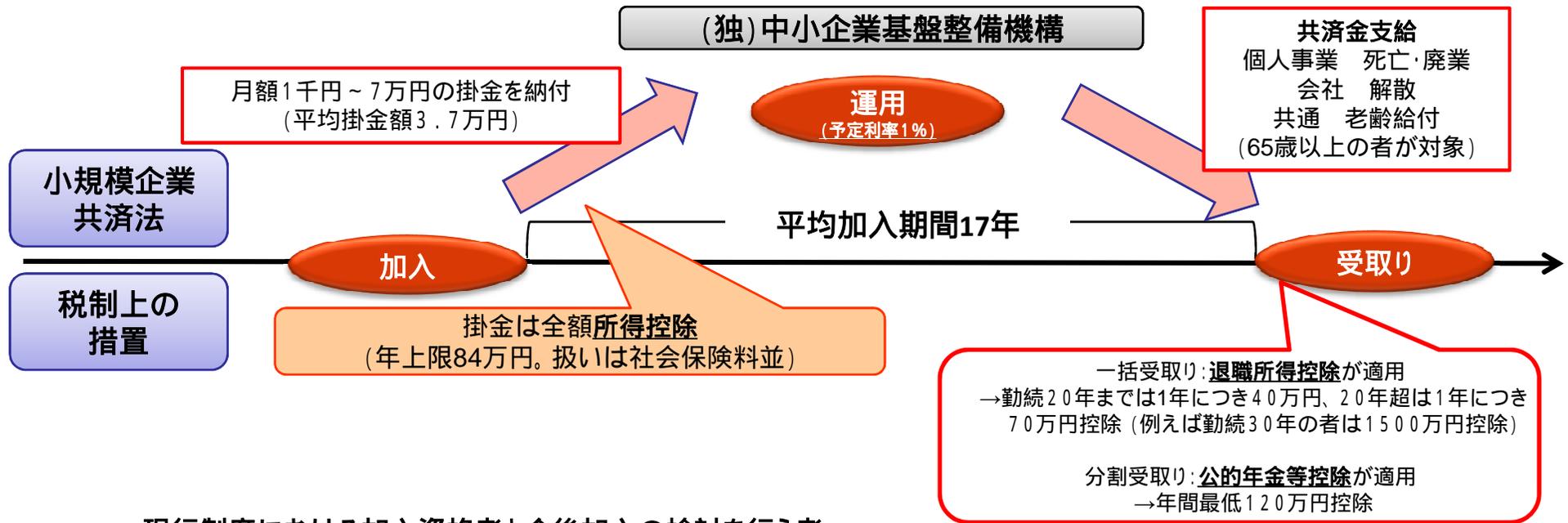
西沢 和彦 株式会社日本総合研究所  
調査部 ビジネス戦略研究センター 主任研究員

平川 茂 税理士法人平川パートナーズ 税理士

吉岡 毅 吉岡毅法律事務所 弁護士

渡邊 良和 さわやか信用金庫  
営業統括部 営業推進チーム 専任役

## 小規模企業共済制度のイメージ

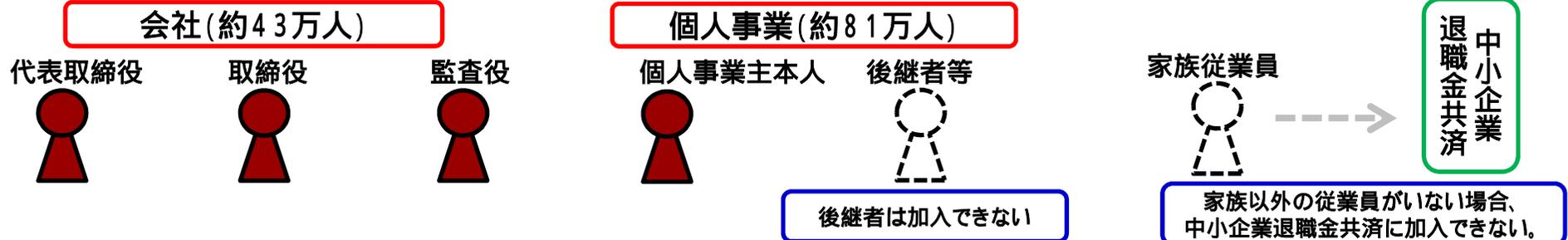


### 現行制度における加入資格者と今後加入の検討を行う者

加入者(124万人)

現行制度で加入資格があるのは、常時使用する従業員の数が20人以下(商業、サービス業は従業員5人以下)の個人たる事業者又は会社の役員(小規模企業の経営者)。

420万の中小企業のうち個人事業主は270万人を占め、その95%が小規模企業。



加入対象者の範囲の見直し